

# 医科点数表の解釈

平成 26 年 4 月版

## Web 追補 No.4 (平成 26 年 11 月号)

平成 26 年 11 月 12 日作成

- 以下の事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成 26 年 10 月 17 日 医療課事務連絡
  - 平成 26 年 10 月 31 日 医療課事務連絡
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[http://www.shaho.co.jp/shaho/2014\\_sinryo/index.html](http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
193	右	下から 21～20 行目	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン), ペルフェナジンマレイン酸塩
193	右	下から 18～17 行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン, レボメプロマジンマレイン酸塩
537	右	下から 8 行目	フェノバルビタール	フェノバルビタール, フェノバルビタールナトリウム
538	右	上から 10～11 行目	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン), ペルフェナジンマレイン酸塩
538	右	上から 13～14 行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン, レボメプロマジンマレイン酸塩
608	右	上から 12 行目	フェノバルビタール	フェノバルビタール, フェノバルビタールナトリウム
608	右	下から 24～23 行目	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン), ペルフェナジンマレイン酸塩
608	右	下から 21～20 行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン, レボメプロマジンマレイン酸塩
969	—	上から 17 行目	フェノバルビタール	フェノバルビタール フェノバルビタールナトリウム
969	—	下から 16 行目	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン (塩酸ペルフェナジン) ペルフェナジンマレイン酸塩
969	—	下から 11 行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン レボメプロマジンマレイン酸塩
1018	—	上から 3 行目	(平 26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 平 26. 9. 30 保医発 0930 2) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 3 にて追加済み〕	(平 26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 平 26. 9. 30 保医発 0930 6)
1358	右	下から 7 行目	13 の 2, 13 の 3	13 の 3
1650	右	下から 20 行目	①に該当する患者であって、当該保険医療機関に	当該保険医療機関に
1650	右	下から 12 行目	回復した患者	回復した患者 (但し、③から⑧までに該当する患者を除く)
1650	右	下から 11 行目	(⑨-B)	⑨
1650	右	下から 1 行目	〔次行に追加〕	4 「4」の③から⑧までについては、①又は②に該当する患者であること。 5 「4」の⑨については、①又は②に該当する患者であって、③から⑧までのいずれにも該当しない患者であること。
1651	左	上から 1 行目	4 「4」の⑨の	6 「4」の⑨の
1651	左	下から 2 行目	5 「4」の①及び②に	7 「4」の①及び②に
1651	左	下から 1 行目	6 「5」は、	8 「5」は、